

令和7年6月1日

東生駒南自治会の皆様へ

生駒市建設部事業計画課

地籍調査事業へのご協力について（お願い）

平素は、本市事業にご理解ご協力賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、昨年より実施しております地籍調査事業を今年度も引き続き別紙調査区域にて実施いたします。

東生駒南自治会の皆様には、この調査の趣旨についてご理解いただきますとともに、調査実施にご協力を賜わりますようお願い申し上げます。

なお、調査区域については、変更が生じる場合がありますので、予めご了承ください。

◎地籍調査とは

皆様の大切な財産である土地の情報は、登記所（法務局）の簿冊（登記簿）と地図（公図）によって管理されています。これらの記録は明治時代の古いもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりする場合があります。

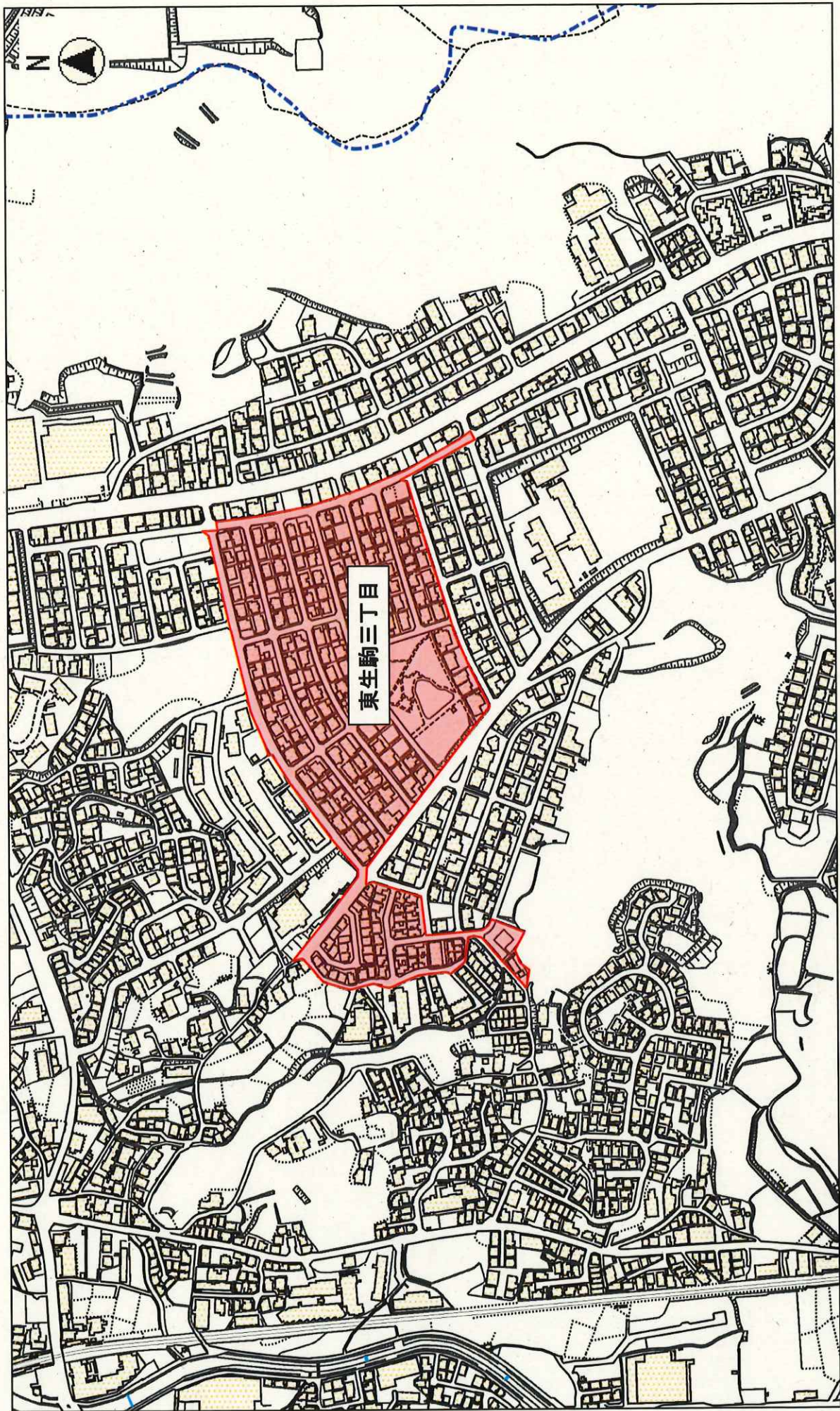
地籍調査によって作成された「地籍簿」と「地籍図」はその写しが登記所（法務局）に送付され、登記簿が書き改められ、地籍図が不動産登記法第14条地図として備えつけられます。

地籍調査の成果によって、不動産登記の精度が高まり、その後の土地取引や土地境界トラブルの解消、災害時の土地復旧に役立っています。

◎今後のスケジュール（予定）

- ・ 6月～ 地籍調査に伴う事前調査
(市職員及び調査を実施する測量会社)
- ・ 8月15日、16日 地籍調査地元説明会
(対象の土地所有者に別途通知します。)
- ・ 10月～12月 一筆地調査（現地立会）の実施
(対象の土地所有者に別途通知します。)

【 令和7年度 地籍調査実施予定区域図 】



実施予定地区：東生駒三丁目の一部
※実施予定区域については、変更が生じる場合があります。